各 都道府県知事 殿 指定都市市長

> 厚生労働省社会·援護局長障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )

「じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について」等の 一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、平成25年4月1日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について」(昭和 54 年 5 月 10 日 社更第 56 号厚生省社会局長通知)の一部改正について 別添 1 のとおり改正する。
- 2 「更生(育成)医療における形成外科的治療を担当する医療機関の指定について」 (昭和55年5月20日社更第82号厚生省社会局長通知)の一部改正について 別添2のとおり改正する。
- 3 「「音声・言語機能障害を伴う唇顎口蓋裂の歯科矯正」の更生(育成)医療を担当する医療機関の指定について」(昭和57年3月23日社更第43号厚生省社会局長通知)の一部改正について 別添3のとおり改正する。
- 4 「小腸機能障害者に対する更生医療の給付について」 (昭和 61 年 9 月 22 日社 更第 158 号厚生省社会局長通知) の一部改正について 別添 4 のとおり改正する。
- 5 「精神保健福祉センター運営要領について」(平成8年1月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知)の一部改正について

別添5のとおり改正する。

6 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」(平成 10 年 3 月 3 日障発第 113 号・健政発第 232 号・医薬発第 176 号・社援発第 491 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)の一部改正について

別添6のとおり改正する。

7 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」 (平成 12 年 3 月 31 日障発第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知) の一部改正について 別添 7 のとおり改正する。